

神戸市営地下鉄における遠隔システム整備業務に係る委託契約書

神戸市（交通局）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 （部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	（総額） ●円（うち消費税及び地方消費税相当額●円） （限度額） 令和7年度の支払い限度額 0円 令和8年度の支払い限度額 契約金額の30%以下 令和9年度の支払い限度額 残額 ※年度毎の検査終了後に履行部分に対する代価を上記限度額の範囲内で支払うものとする。また、当該年度の出来高予定額のうち10分の3以内の額について乙の請求に基づき前金払をすることができる。
精算を行う場合の方法	なし
2 契約保証金（第3条関係）	契約金額の10%
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結日の翌日～令和10年3月31日
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	債務負担行為
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	提案による
6 別紙委託契約約款に付加する条項	提案による
7 担保期間（第13条）	検査合格日から1年間

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号

甲 神戸市（交通局）

代表者 神戸市交通事業管理者 城南 雅一 印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

（以下注意書き）

- ・青文字はすべて削除すること。
- ・1及び3の※に該当する場合は、内容を記載すること。該当しない場合は「なし」と記載すること。
- ・紙契約を選択した場合は、〔紙契約の場合〕と〔電子契約の場合〕以下を削除すること。（電子契約を選択した場合はその逆です。）